

【いとうエールクーポン】(伊東市プレミアム商品券)

取扱店募集案内

みなさま（取扱店）のご負担は、ありません！

この度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内消費の促進などを目的として、プレミアム商品券を発行します。

つきましては、多数のお店にご登録いただきますようご案内申し上げます。

★この事業のポイント（取扱店登録の条件など）

- 小売店舗にあっては、市外資本で、かつ市内外を問わず売場面積500㎡以上の店舗を有する事業所は取扱店になることができません。予めご了承くださいませようお願いいたします。
- 使用期間：令和2年7月30日（木）～令和2年11月30日（月）【124日間】
- プレミアム率：20% 6,000円（500円×12枚）を5,000円で販売
- 換金口座：三島信用金庫 市内各店 に口座を開設していただきます。
※すでに口座をお持ちの方は、その口座をご指定下さい。
※新規に口座の開設ができない場合はご相談ください。
- 換金日数：原則当日入金

1. プレミアム商品券の概要

- (1) 商品券の名称 いとうエールクーポン
- (2) 発行団体 伊東市
- (3) 最大発行総額 6億円（1冊6,000円分×100,000冊）
- (4) 発 売 金 額 1冊：5,000円（額面500円の商品券×12枚つづり）

特徴 ★取扱店の金銭的負担は、一切ございません！

- (5) 使用期間 令和2年7月30日（木）～令和2年11月30日（月）
- (6) プレミアム率 プレミアム率 20%（商品券ご利用者の受益分です）
- (7) 販 売 場 所 三島信用金庫・あいら伊豆農業協同組合 市内各店
- (8) 販 売 期 間 令和2年7月30日（木）～令和2年8月28日（金）
上記各店の窓口営業時間（さんしん：平日 午前9時～15時）
（JA：平日 午前8時半～15時）
- (9) 換 金 三島信用金庫 市内各店

2. 商品券の販売方法（対消費者）

- (1) 購 入 資 格 市内在住者（市内に勤務している人も含む）
- (2) 購 入 限 度 お一人につき10冊（5万円）まで（1冊から購入できます。）
- (3) 購 入 場 所 三島信用金庫・あいら伊豆農業協同組合 市内各店
- (4) 購 入 期 間 令和2年7月30日（木）～令和2年8月28日（金）
上記各店の窓口営業時間（さんしん：平日 午前9時～15時）
（JA：平日 午前8時半～15時）

密を避けるため、予約販売となります。

予約は、7月16日（木）からWebと専用ハガキで申込を受付けます。受付完了後商品券引換ハガキを随時発送します。商品券引換ハガキと引換で購入できます。

3. 取扱店へのPR支援

いとうエールクーポンの取扱店での利用を促進するためのPR、広報宣伝をいたします。

- (1) **チラシ(店名掲載)**により、消費者に利用を呼びかけます。
- (2) **広告**によって、消費者に向けて商品券をアピールします。

- ◎ 店頭掲示用「取扱店ポスター」を提供
- ◎ 「取扱店マニュアル」を配付
- ◎ 「折込チラシ」に“取扱店名”を掲示
- ◎ 「新聞広告」による利用の呼びかけ など

4. 商品券取扱店の登録

(1) 取扱店の資格

伊東市内で営業している法人及び個人事業者【射幸性、遊興性の強い業種（公序良俗に反する業種）は除く】で、本事業に参加を希望する者のうち、伊東市プレミアム商品券事業実行委員会の認めた者とします。

小売店舗にあっては、市外資本で、かつ市内外を問わず売場面積500㎡以上の店舗を有する事業所は取扱店になることができません。

(2) 取扱店の登録

伊東市プレミアム商品券事業実行委員会への取扱店登録が必要です。

(3) 登録の方法と場所

- ① 申込用紙 「いとうエールクーポン取扱店登録申込書」並びに「反社会勢力でないことの表明・確認に関する誓約書」に必要事項を記入してください。誓約書は法人の場合、社印（角印）を押してください。

- ② 申込期間 随時受付します。

**第一次
募集締切**



令和2年7月9日（木）

取扱店名を掲載した簡易チラシを作成するための期日です。

**第二次
募集締切**



令和2年7月21日（火）

取扱店名を掲載したチラシを作成するための期日です。

※登録申込後の取り消しについては、原則不可とします。

「取扱店ポスター」、「取扱店登録証明書」、「取扱店マニュアル」などは順次郵送します。（7月30日の販売初日までに届くよう郵送します）

- ③ 申込場所 イ. 「いとうエールクーポン取扱店登録申込書」（様式第1号）は、伊東市プレミアム商品券事業実行委員会(伊東商工会議所内)へ ファックス（35-0637）大歓迎です！

郵送、持参の場合には・・・

〒414-0028 伊東市銀座元町6-11 まで

- ロ. 「反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書」は、伊東市プレミアム商品券事業実行委員会(伊東商工会議所内)まで原本を必ず郵送またはご持参ください。

5. 商品券の取扱

(1) 除外品目

- ①換金性の高いもの（他の商品券類、ビール券、図書券、お米券、切手、印紙、プリペイドカードなど）及びたばこや宝くじなどは、商品券と引き換えに販売することはできません。
- ②伊東市指定の「ゴミ袋」は、商品券と引き換えに販売することはできません。
- ③その他の除外品目については、取扱店で判断してください。ただし、**除外品目は来店者（消費者）に分かりやすいよう、必ず大きく表示してください。**

(2) つり銭

いとうエールクーポンでの買物には、「釣り銭」は出せません。

(3) 受け取り

- ①**前もってミシン目から切り離された商品券での買物はできません。**
(再流通防止のためです。)
- ②**表紙から離れた商品券も同様に買物はできません。**
(その場で半券部分とナンバーの一致の確認ができれば買い物ができます。)
- ③購入者は商品券綴りを持参しますが、お店で商品券をミシン線から切り取ったあとは、半券部分をお客様に返却してください。(後日、抽選などはありません。)

6. 商品券の換金額

購入者から受け取った商品券1枚(額面500円)につき、500円で換金します。

7. 換金の方法と場所 ※換金期間について、若干変更となる可能性があります。

後日お送りするマニュアルで最終確認をお願いします。

- (1) 換金期間 令和2年7月30日(木)～令和2年12月18日(金) ※予定
- (2) 換金機関 三島信用金庫 市内各店
※三島信用金庫に入金口座を開設していただきます。
※すでに同金庫に口座がある方は、その口座をご利用ください。
※新規に口座の開設ができない場合はご相談ください。
- (3) 換金手続 換金の際は、次のものを三島信用金庫市内各店に持参してください。
①購入者から受け取った商品券
②入金する通帳 ③取扱店登録証明書
④入金伝票(三島信用金庫の市内各店窓口に設置) ⑤換金申込票
※③、⑤は登録手続き完了後、取扱店ポスター等とともに郵送します。
- (4) 振込日 原則、持参当日に入金

【問合せ・申し込み先】伊東市プレミアム商品券事業実行委員会(伊東商工会議所内)
TEL: 0557-37-2500 FAX: 0557-35-0637

● 取扱店に必ず守っていただくこと

- (1) 商品券そのものの譲渡及び売買等は禁止です。尚、偽造は犯罪となります。
- (2) 物品の販売あるいはサービスの提供をすることなく、指定の金融機関に商品券を持ち込んで換金しない。
- (3) 商品材料仕入れ等の営業目的には使用しない。
- (4) その他、この事業の目的に反する行為をしない。
※上記の事項を守っていただけない場合、店名を公表するとともに、取扱店の登録を取り消します。
※なお、いとうエールクーポンが不正に使用されたり、偽造等の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに、事務局まで速やかに連絡してください。

いとうエールクーポン 取扱店登録 申込書

令和2年 月 日

伊東市プレミアム商品券事業実行委員会 御中

登録店 NO :

いとうエールクーポンの取扱店として下記により登録を申込みます。

記

<p style="text-align: center;">業 種</p> <p>※①～⑯の該当する業種を記入してください。 どの業種にも当てはまらない場合は、⑰その他の事業</p>	<p>①コンビニエンスストア ②スーパーマーケット ③飲食料品店 ④衣料品店 ⑤書籍・文具 ⑥その他小売店 ⑦飲食サービス業 ⑧宿泊業 ⑨医療・福祉 ⑩理美容店 ⑪生活関連サービス業 ⑫不動産業 ⑬運輸業 ⑭建設業 ⑮製造業 ⑯卸売業（一般消費者への販売を行う卸売業に限ります） ⑰その他の事業</p>	
	番号 例 ④	詳細 例 婦人衣料品店
	番号	詳細
事業所名（店舗名）		
<p style="text-align: center;">チラシに載せる 店舗名・電話番号</p> <p>取扱店名をチラシなどで広報する際に、五十音順で掲載するためのものです。 必ずフリガナをお願いします。</p>	<p>※ロゴマーク、活字の指定は不可 （伊東市プレミアム商品券事業実行委員会選定の文字のみ使用） ※広告、キャッチコピー等は入れず店舗名のみでご記入ください</p> <p>フリガナ</p> <hr/> <p>店舗名</p> <hr/> <p>電話番号</p> <hr/>	
所在地住所	〒 伊東市	
代表者（事業主）氏名		
電話・FAX番号	TEL	FAX
e - m a i l		

反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書

私（当社）は、以下に掲げるいずれにも該当せず、将来においても該当していないことを誓約します。

また、誓約内容の確認のため、必要な官公庁等への照会を行うこと及び、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私（当社）が不利益を被ることとなっても、異議申し立てないことを承諾いたします。

1. 経営者等が暴力団員等であると認められる者
2. 暴力団又は暴力団員等が実質的に経営に関与していると認められる者
3. 経営者等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
4. 経営者等が、暴力団又は暴力団等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
5. 経営者等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
6. 経営者等が暴力団員等と認められない場合でも以下に掲げるいずれかに該当する者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計または威力を用いて伊東市プレミアム商品券事業・業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他これらに準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

伊東市プレミアム商品券事業実行委員会 御中

所在地又は住所

事業所名

代表者の職・氏名

Ⓜ